誓約書の提出について

大分県では大分県暴力団排除条例に基づいて県全体で暴力排除に取り組んでいます。 当施設でも公の施設として、暴力団の利益となる利用は許可しない取組を行っていま す。施設やサービス利用の申込み時に利用許可の審査を行い、審査上、警察署に照会す る場合があります。

また、施設利用申込み時に誓約書を徴しますのでご理解とご協力をお願いします。

1 関係法令

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
- · 大分県暴力団排除条例(平成22年大分県条例第33号)
- ・大分県消費生活・男女共同参画プラザの設置及び管理に関する条例 (平成15年大分 県条例第17号)
- ·大分県迷惑行為防止条例(昭和40年大分県条例第47号)
- · 大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)

2 法令の遵守

大分県消費生活・男女共同参画プラザは、上記により取得したお客様の個人情報につきましては、個人情報保護に関する法律、その他関係法令を遵守いたします。

3 誓約書提出の有無

(1)提出を要しない申請者

国、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公立大学法人、地方公社(土地開発公社、住宅供給公社、道路公社)、県が出資している株式会社及び地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体のうち明らかに排除対象でない者(農協、漁協、商工会議所、社会福祉協議会、特定非営利活動法人、公益法人等)

(2)提出を要する申請者

(1) 以外の申請者は、原則全て誓約書の提出が必要です。

ただし、申請者の利用目的が国や県の委託事業の実施である場合は、誓約書の提出を不要としますが、その事実を証明できる書類を提出してください。

また、大分県内の個人又は法人の場合であって、年に複数回利用する場合は、年度当初に誓約書を提出した場合に、当該年度に限り2回目以降は提出不要です。ただし、代表者の変更があった場合は、再度誓約書を提出してください。